

平成 24 年第 3 回臨時
夕張市議会会議録
平成 24 年 10 月 26 日(金曜日)
午前 10 時 30 分開議

◎議事日程

- 第 1 会期の決定について
第 2 議案第 1 号 夕張市営住宅条例の一部改正
について
第 3 議案第 2 号 財産の無償貸付について
第 4 議案第 3 号 財産の処分について
第 5 議案第 4 号 損害賠償の額の決定について
-

◎出席議員 (9 名)

大 山 修 二 君
小 林 尚 文 君
高 間 澄 子 君
熊 谷 桂 子 君
高 橋 一 太 君
島 田 達 彦 君
藤 倉 肇 君
厚 谷 司 君
角 田 浩 晃 君

◎欠席議員 (なし)

午前 10 時 30 分 開議

- 事務局長 竹下明洋君 ご起立願います。
●議長 高橋一太君 ただいまから平成 24 年第 3
回臨時夕張市議会を開会いたします。
-

- 議長 高橋一太君 本日の出席議員は 9 名、全
員であります。
-

- 議長 高橋一太君 これより、本日の会議を開
きます。
-

- 議長 高橋一太君 本日の会議録署名議員は、

会議規則第 118 条の規定により

厚谷議員

角田議員

を指名いたします。

- 議長 高橋一太君 日程に入ります前に、事務
局長から諸般の報告をいたします。

- 事務局長 竹下明洋君 報告いたします。

参与並びに書記の職氏名についてであります、
地方自治法第 121 条の規定に基づき、議長の求めに
応じて出席した参与の職氏名、また本議会の書記の
職氏名は、お手元に配付しておりますプリントのと
おりであります。

以上で報告を終わります。

「別紙」

市長 鈴木直道君
教育委員会委員長

氏 家 孝 治 君
農業委員会会長 山 田 昇 君
監査委員 松 倉 紀 昭 君

◎市長の委嘱を受けて出席した者の職・氏名

理事 清水敬二君
理事 高 畠 信 次 君
まちづくり企画室長

熊 谷 禎 子 君
まちづくり企画室主幹

佐 藤 学 君
まちづくり企画室主幹

上 田 晃 弘 君
総務課長 及 川 憲 仁 君

総務課主幹 平 塚 浩 一 君

総務課主幹 佐 藤 喜 樹 君

総務課主幹 谷 口 将 太 君

財務課長 石 原 秀 二 君

財務課税務担当課長

三 浦 護 君

財務課主幹 押野見 正 浩 君

財務課主幹 大 島 琢 美 君
産業課長 木 村 卓 也 君
産業課主幹 朝 日 敏 光 君
産業課主幹 茅 野 裕 喜 君
産業課主幹 志 賀 友 彰 君
建設課長 細 川 孝 司 君
建設課都市計画土木担当課長
熊 谷 修 君
建設課主幹 近 野 正 樹 君
建設課主幹 大 森 世志英 君
上下水道課長 天 野 隆 明 君
上下水道課技術担当課長
小 林 正 典 君
上下水道課主幹 阿 部 和 之 君
市民課長 芝 木 誠 二 君
市民課主幹 小 松 政 博 君
市民課主幹兼南支所長
清 野 敦 子 君
保健福祉課長兼福祉事務所長
池 下 充 君
保健福祉課主幹 武 藤 俊 昭 君
保健福祉課主幹 角 直 剛 君
会計管理者兼出納室長
寺 江 和 俊 君
消防次長 増 井 佳 紀 君
消防本部管理課長
石 黒 友 幹 君

◎教育委員会委員長の委嘱を受けて出席した者の
職・氏名

教育長 小 林 信 男 君
教育課長 秋 葉 政 博 君
教育課社会教育担当課長
古 村 賢 一 君
教育課主幹 鈴 木 茂 徳 君
教育課主幹 西 岡 博 幸 君

◎監査委員の委嘱を受けて出席した者の職・氏名

事務局長 竹 下 明 洋 君

◎本議会の書記の職・氏名

事務局長 竹 下 明 洋 君
主査 熊 谷 正 志 君
主査 志 茂 隆 君
主査 辻 一 郎 君

●議長 高橋一太君 本日の日程は、お手元に配付しているプリントのとおりであります。

それでは、直ちに日程に従って会議を進行いたします。

●議長 高橋一太君 日程第 1、会期の決定についてを議題といたします。

この場合、議会運営委員会委員長の報告を求めます。

はい、小林委員長。

●小林尚文君（登壇） ただいまから、平成 24 年第 3 回臨時市議会の運営に関し、先に議会運営委員会を開催し協議した結果についてご報告申し上げます。

本臨時会に付議されます案件につきましては議案 4 件であります。

これらの取り扱いにつきまして協議した結果、この案件は即決することとし、会期につきましては本日 1 日間と決定した次第であります。

以上で報告を終わります。

●議長 高橋一太君 ただいまの議会運営委員会委員長の報告のとおり、本議会の会期を本日 1 日間と決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本議会の会期は本日 1 日間と決定いたしました。

●議長 高橋一太君 日程第 2、議案第 1 号夕張市営住宅条例の一部改正についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

はい、清水理事。

●理事 清水敬二君（登壇） 議案第 1 号夕張市営住宅条例の一部改正について提案理由をご説明申し上げます。

本案は、南清水沢歩団地における平成 24 年度建設分住宅の完成に伴い、本案のとおり条例の一部を改正しようとするものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

●議長 高橋一太君 これより、質疑に入ります。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

よろしいですか。

質疑、討論ともないようでありますから、直ちに採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

●議長 高橋一太君 日程第 3、議案第 2 号財産の無償貸付についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

はい、清水理事。

●理事 清水敬二君（登壇） 議案第 2 号財産の無償貸付について提案理由をご説明申し上げます。

本案は、旧緑小学校及び旧緑陽中学校の活用について本年 10 月 18 日付けで特定非営利活動法人あ・りーさだの活用提案を採用したところでありますが、事業実施に向けた必要な諸手続きが完了しましたことから、夕張市有財産活用基本方針に基づき同法人に対し夕張市沼ノ沢 38 番地 1 所在の旧緑小学校の建物及び土地、夕張市沼ノ沢 37 番地、38 番地 1 の旧緑陽中学校の建物及び土地、沼ノ沢 38 番地 1 の旧職員住宅 2 棟を無償で貸し付けることについて、地方自治法第 96 条第 1 項第 6 号の規定に基づき議会の議決を得ようとするものでございます。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

●議長 高橋一太君 これより、質疑に入ります。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑、討論ともないようでありますから、直ちに採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

●議長 高橋一太君 日程第 4、議案第 3 号財産の処分についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

はい、清水理事。

●理事 清水敬二君（登壇） 議案第 3 号財産の処分について提案理由をご説明申し上げます。

本案は、休止中の知られざる世界の動物館に所蔵している剥製すべてにつきまして展示及び現存標本保存として活用するため、独立行政法人国立科学博物館より無償譲渡の依頼がありましたことから、これを処分しようとするものでございます。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

●議長 高橋一太君 これより、質疑に入ります。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

よろしいですか。

質疑、討論ともないようでありますから、直ちに採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

●議長 高橋一太君 日程第 5、議案第 4 号損害賠償の額の決定についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

はい、清水理事。

●理事 清水敬二君（登壇） 議案第 4 号損害賠償の額の決定について提案理由をご説明申し上げます。

本案は、本年 8 月 25 日、観光客が運転するレンタカーが石炭の歴史村公園入口付近に敷設していたグレーチングの上を通過した際にグレーチングが折れ曲がり、跳ね上がったことにより当該車両に損害を与えたことに対する損害賠償につきまして、これに係る損害賠償額を 58 万 2,673 円に定めることについて、地方自治法第 96 条第 1 項第 13 号の規定により議会の議決を得ようとするものでございます。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

●議長 高橋一太君 これより、質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

よろしいですか。

質疑、討論ともないようでありますから、直ちに採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

●議長 高橋一太君 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

本日の会議は、これをもって閉じます。

●事務局長 竹下明洋君 ご起立願います。

●議長 高橋一太君 これをもって第 3 回臨時夕張市議会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午前 10 時 40 分 閉会

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により、ここに署名する。

夕張市議会 議 長 高 橋 一 太

夕張市議会 議 員 厚 谷 司

夕張市議会 議 員 角 田 浩 晃